

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表県立学校部の項中「、教職員採用課」を削り、同表市町村支援部の項中「義務教育指導課」の下に「、教職員採用課」を加える。

第四条第二十号を第二十一号とし、第七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 教育委員会における障害者雇用推進の総括に関すること。

第五条第五号中「中学校」の下に「、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）」を加える。

第六条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号。以下「負担法」という。）第一条に規定する職員の旅費事務に関すること。

第八条第三号中「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号。以下「負担法」という。）」を「負担法」に改め、同条第十号中「高等学校」の下に「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

第九条の三に次の一号を加える。

五 県立学校部副部长（生徒指導課、保健体育課及び特別支援教育課を所管する副部长に限る。）の庶務に関すること。

第九条の四を削る。

第十一条第一号中「県立及び市町村立の特別支援学校並びに特別支援学級（以下「特別支援学校等」という。）」を「特別支援学校」に改め、同条第二号中「及び特別支援学級担当職員」を削り、同条第五号中「特別支援教育」を「特別支援学校における教育」に改め、同条第六号及び第七号中「特別支援学校等」を「特別支援学校」に改め、同条第九号中「及び特別支援学級担当職員」を削り、同条第十一号中「特別支援教育」を「特別支援学校における教育」に改め、同条に次の一号を加える。

十二 県立学校部参事兼市町村支援部参事の庶務に関すること。

第十二条第五号中「義務教育諸学校（特別支援学校を除く。次号及び第八号にお

いて同じ。)を「小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校」に改め、同条第六号及び第八号中「義務教育諸学校」を「の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程」に改め、同条第十三号中「人権教育課」を「教職員採用課」に改める。

第十三条第一号中「及び義務教育諸学校」を「、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 教職員採用課においては、次の事務を所掌する。

- 一 教員の採用のための選考に関すること。
- 二 実習助手及び寄宿舎指導員の採用のための選考に関すること。
- 三 教育職員の免許に関すること。

第十四条中「次の事務(」の下に「県立学校人事課、高校教育指導課、」を加え、「文化資源課及び人権教育課」を「小中学校人事課、義務教育指導課及び文化資源課」に改め、同条第十八号中「及び文化資源課」を「、文化資源課及び人権教育課」に改める。

第十五条第十五号中「及び市町村支援部副参事」を削り、同号を同条第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 博物館等と学校との連携事業における学校への指導に関すること。

第二十条第三号中「給与」の下に「(旅費を除く。)」を加える。

第二十一条第二項の表中

魅力ある高校づくり課、県立学校人事課、教職員採用課及び小中学校人事課

を

魅力ある高校づくり課、県立学校人事課、小中学校人事課及び教職員採用課

高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課及び人権教育課

を

高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課

に改める。

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。